

盛岡市立病院経営評価委員会設置要綱

平成27年3月31日病院事業管理者決裁

(設置)

第1条 盛岡市立病院第3次経営改善計画（以下「計画」という。）の進捗状況及び盛岡市立病院の経営上の重要事項等に関し意見，提言を得るため，盛岡市立病院経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は，次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況に関すること。
- (2) 盛岡市立病院の経営上の重要事項に関すること。
- (3) その他盛岡市立病院の運営に関し，必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は，委員8人以内をもって組織する。

2 委員の任期は，2年とする。ただし，欠員が生じた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 委員は，再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き，委員の互選とする。

2 委員長は，会務を総理し，会議の議長となる。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は，盛岡市病院事業管理者が招集する。

2 委員会は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は，必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，盛岡市立病院事務局において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は，平成27年4月1日から施行し，平成31年3月31日限り，その効力を失う。

2 この要綱の施行の日以後，最初に委嘱される委員の任期は，第3条第2項の規定にかかわらず，平成31年3月31日までとする。